



2026年1月29日

各 位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社

代表者名 代表執行役社長 小早川 智明

(コード番号 9501 東証プライム市場)

問合せ先

経理室決算統括グループマネージャー 林 正範

(TEL 03-6373-1111)

特別損失の計上に関するお知らせ

2026年3月期第3四半期連結累計期間（2025年4月1日～2025年12月31日）におきまして、下記のとおり特別損失を計上いたしますので、お知らせいたします。

記

特別損失の計上

(1) 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失について、2025年7月23日に開催された原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出しに係る準備作業のあり方が示されたことなどを踏まえ、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等を災害特別損失として9,056億円計上いたします。（中間連結会計期間の計上額は9,041億円）

(2) 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額と、前連結会計年度の見積額との差額706億円を原子力損害賠償費として計上いたします。（中間連結会計期間の計上額は621億円）

一方、こうした賠償見積額の増加を受けて、賠償の迅速かつ適切な実施のため、2026年1月9日に、同日時点の賠償見積額13兆6,703億円から補償金の受入額等1,913億円を控除した13兆4,790億円と、2025年3月3日の申請額13兆4,058億円との差額732億円について、機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第43条第1項に基づき、資金援助額の変更を申請しました。また、これを踏まえ、同日、特別事業計画の変更の認定について、機構と共に主務大臣に対し申請し、2026年1月26日に、主務大臣より認定を受けました。この結果、当連結会計年度において、原賠・廃炉等支援機構資金交付金として732億円を計上する見込みです。

以上

<参考>

特別損失の内訳

内　　訳	金額
○災害特別損失	9,056億円
○原子力損害賠償費	706億円
合　　計	9,762億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	2025年3月3日 申請時点の累計額	—	2026年3月期 第3四半期累計期間
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 8兆 2,873億円	—	—億円

	2026年3月期 第3四半期末の累計額	2025年3月期末 の累計額	2026年3月期 第3四半期累計期間
原子力損害賠償費*	(B) 8兆 3,629億円	(C) 8兆 2,923億円	(B)-(C) 706億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金 (2026年3月期第3四半期末時点の未申請額)	732億円
--	-------

* 資金交付の対象とならない額が含まれている

<参考>2026年3月期の原賠・廃炉等支援機構資金交付金の見込み

	2026年1月9日 申請時点の累計額	2025年3月3日 申請時点の累計額	2026年3月期
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 8兆 3,606億円	(B) 8兆 2,873億円	(A)-(B) 732億円

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、2012年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明いたします。

【2026年3月期第3四半期連結累計期間（2025年4月1日～2025年12月31日）】

1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さんに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、2026年1月9日、同日時点の額に資金援助額を変更する申請を行い、同年1月26日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する当連結会計年度において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として732億円を計上する見込みである。

2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

上記の通り、当連結会計年度に計上する見込みである原賠・廃炉等支援機構資金交付金732億円は、2026年1月9日時点の資金援助額と、2025年3月3日時点の資金援助額との差額である。

なお、原子力損害賠償費706億円は、当第3四半期末時点の賠償見積額と、前年度末時点の賠償見積額との差額である。

以上